

●香川県告示第179号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成24年3月30日から同年4月20日まで一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 瀬居坂出港線（192号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
坂出市川崎町13番32地先から 綾歌郡宇多津町字吉田4000番2地先まで	19.0~52.7	85	平成23年香川県告示第 371号で変更した区域
坂出市川崎町13番34地先から 綾歌郡宇多津町字吉田4001番8地先まで	10.5~42.1	82	

- 4 供用開始の期日 平成24年4月1日